

## イリノイ州最高裁判所規則（仮訳）

## 第411条（適用範囲）

これらの規定は、有罪となった場合に拘禁刑が科され得る犯罪につき被告人が起訴されているすべての刑事事件に適用される。有罪となった場合に死刑が科され得る犯罪につき起訴された場合には、これらの規定は、1961年刑法典の9 - 1 (d)条に定められている、分離された刑の宣告手続にも適用される。これらの規定は、正式起訴又は略式起訴の後に適用可能となり、いかなる予備審問についても、その前又は間は適用されない。

## 第412条（被告人側への開示）

(a) 検察側は、開示及び開示制限命令に服さない事項に関し、これらの規定に異なる定めがない限り、弁護士からの書面による申立てにより、その所持し又は管理する以下の資料及び情報を、弁護士に対し開示しなければならない。

( ) 検察側が証人として召喚する予定の者につき、それらの者の関連性がある書面化され又は記録された供述、それらの者の口頭供述の実質的な逐語録を含むメモ、及びそれらの者の口頭供述を報告し又は要約したメモのリストとともに、その氏名及び把握している最後の住所。口頭供述を報告し又は要約したメモは、弁護士からの書面による申立てにより、裁判所によってイン・カメラ（非公開）で審査され、口頭供述の実質的な逐語録であると判断された場合には、弁護士に開示されなければならない。

( ) 被告人又は共同被告人の書面化され又は記録された供述及び口頭供述の内容、並びにそのような供述の作成及び認証に関する証人のリスト。

( ) 大陪審の記録のうち、被告人の証言及び検察官がヒアリング又は公判において証人として召喚予定の者の関連性がある証言の部分の反訳。

( ) 身体的又は精神的検査及び科学的試験、実験又は比較調査の結果

並びに専門家の資格に関する供述を含む，当該事件に関連して作成された，専門家の報告又は供述。

- ( ) 検察官がヒアリング若しくは公判において請求予定の，又は被告人から取得された若しくは被告人の所有に属する，あらゆる書籍，書類，文書，写真又は有体物。
- ( ) 検察官がヒアリング又は公判において証人として召喚を予定している者の前科記録であって，弾劾のために利用され得るもの。

検察側が，第413条(d)項に従って，被告人が主張する予定の防御方法に関する情報を取得した場合には，指定されたヒアリング又は公判の期日の少なくとも7日前又は裁判所が指定する別の期限までに，検察側が反証のために証人として召喚を予定している者の氏名及び住所を，上記( )，( )及び( )号により他の証人に関し開示が要求されている情報，並びに当該公判においてその証人が行うであろう証言の内容に関する具体的な供述とともに，被告人に提供しなければならない。

- (b) 検察側は，被告人が一当事者となっている会話又は被告人の家屋に対する電子的監視（電話傍受を含む。）がなされたか否かを弁護人に知らせなければならない。
- (c) 開示制限命令に関しこれらの規定に異なる定めがない限り，検察側は，その所持し又は管理する資料又は情報であって，訴追された犯罪に関し被告人の罪責を否定する方向に働き，又はその刑を減輕するのに資すると思われるものを弁護人に対し開示しなければならない。検察側は，本条に従って開示されたいかなる資料についても，資料が被告人側に開示された時点において利用可能な情報に基づき，記述その他の方法により具体的にその性格を明らかにするよう誠実に努力しなければならない。被告人は，公判において，いかなる資料又は情報についても，検察側がそれを被告人の罪を否定し又は刑を減輕するのに資するものと性格付けたことを，事実認定者に証拠として提出し又はその他の方法で伝達してはならない。
- (d) 検察側は，弁護人による申立ての後，実行可能な限り早く本条による義務を履行しなければならない。

- (e) 検察側は、弁護人との間で相互に合意可能な方法又は以下の方法により、これらの義務を履行することができる。
- ( ) 弁護人に対し、特定された合理的な期間内に、一般的な用語で記述された資料及び情報を閲覧し、取得し、検査し、謄写し又は写真撮影することができる旨を通知すること
  - ( ) 弁護人に対し、特定の日時に、上記のような資料及び情報を利用可能とするとともに、当該資料及び情報を閲覧し、検査し、謄写し及び写真撮影するために適切な設備を提供し又は他の措置を講ずること
- (f) 検察側は、被告人及び訴追された犯罪に関連性があるすべての資料及び情報をその所持又は管理の下に置くために十分な情報の流通が、各種の捜査機関と検察官の事務所との間で維持されるようにしなければならない。
- (g) 検察側の所持又は管理の下にあれば開示され得る資料又は情報であって、他の政府機関が所持し又は管理するものに対する弁護人の要求及び指定があった場合、検察側は、当該資料が弁護人に利用可能となるように誠実かつ信義にかなった努力をしなければならない。検察側の努力が不成功に終わり、当該資料又は当該他の政府機関が裁判所の管轄に服する場合には、裁判所は、当該資料を弁護人に利用可能とするために適切な召喚令状又は命令を発しなければならない。
- (h) 裁量的開示
- 被告人側の準備に重要であることが主張立証され、かつ、その要求が相当である場合には、裁判所は、その裁量により、本条に規定されていない資料及び情報であって、関連性があるものの弁護人に対する開示を命じることができる。
- (i) 開示の否定
- 裁判所は、開示により、その開示が弁護人に与える利益を上回る、身体的危害、脅迫、買収、経済的報復又は不必要な不快感若しくは困惑が何人かに生じる実質的なおそれがあると認めた場合には、本条及び第413条によって認められた開示を否定することができる。

## (j) 開示義務のないもの

## ( ) ワーク・プロダクト

本条及び第413条に基づく開示は、法的調査、又は、検察側、その法律若しくは調査スタッフ、若しくは弁護士若しくはそのスタッフの意見、理論若しくは結論を含む範囲において、記録、書簡、報告若しくはメモに関して要求されてはならない。

## ( ) 情報提供者

情報提供者の人定事項の開示は、その人定事項が検察側の秘密事項であり、かつ、不開示としても被告人の憲法上の権利を侵害することにならない場合には、要求されてはならない。ただし、ヒアリング又は公判において証言が予定されている証人の人定事項の開示は否定されてはならない。

## ( ) 国家の安全保障

国家の安全保障に対する重大な侵害の実質的な危険を伴い、かつ、不開示としても被告人の憲法上の権利を侵害することにならない場合には、開示は、要求されてはならない。ただし、ヒアリング又は公判への提出が予定されている証人又は資料に関する開示は否定されてはならない。

## 第413条（検察官への開示）

## (a) 被告人の身体

司法手続の開始後であっても、憲法上の制限の範囲内で、裁判官は、被告人に対し、とりわけ、以下のことを要求することができる。

## ( ) ラインアップ（面通し手続の一種）に並ぶこと

## ( ) 犯罪に関する証人による人定のために話すこと

## ( ) 指紋の採取

## ( ) 犯行再現を含む場合を除き、写真撮影のためポーズをとること

## ( ) 衣料品の着用

## ( ) 爪の下の物質の採取の受忍

## ( ) 血液、毛髪、その他不合理的な侵襲を伴わない身体の物質の採取の

## 受忍

- ( ) 筆跡サンプルの提供
- ( ) 身体に対する合理的な物理的又は医学的検査の受診
- (b) 上記の目的のために被告人の出頭が要求されるときはいつでも，検察側は，被告人及び立ち会う権利を有する弁護人に対し，出頭の日時及び場所の合理的な通知をしなければならない。保釈又は釈放を認める命令においては，上記目的のための出頭に関する条項を定めることができる。

## (c) 医学的および科学的な報告

憲法上の制限の範囲内で，公判担当裁判所は，書面による申立てにより，身体的若しくは精神的検査，科学的な試験，実験若しくは比較調査の報告，結果，それに関連する証言，又はその他の専門家の報告若しくは供述（専門家の資格に関する供述を含む。）であって，弁護人が所持し又は管理するものについて検察側に知らせ，検察側がそれらを閲覧し及び謄写し又は写真撮影することを許す旨を命じなければならない。ただし，被告人による供述を含む報告書の部分は，弁護人がヒアリング又は公判においてその報告書に含まれたいかなる資料をも利用する意思を有しない場合には，不開示とすることができる。

## (d) 防御方法

憲法上の制限の範囲内で，かつ，検察側の書面による申立ての提出後合理的な期間内に，弁護人は，検察側に対し，ヒアリング又は公判において主張する予定の防御方法を知らせ，かつ，その所持し又は管理する以下のような資料及び情報を提供しなければならない。

- ( ) 証人として召喚予定の者につき，口頭供述を報告し又は要約するメモを含め，関連性がある書面化され又は記録されたその供述，把握している前科の記録とともに，その氏名及び把握している最後の住所
- ( ) ヒアリング又は公判において証拠として又は弾劾目的で利用する予定の書籍，書類，文書，写真又は有体物
- ( ) 被告人がアリバイを立証する予定である場合には，訴追に係る犯罪の時に所在したと被告人が主張する場所に関する具体的な情報

## (e) 追加的開示

重要性が主張立証され、かつ、要求が合理的である場合には、裁判所は、その裁量により、本条に規定されていない資料及び情報であって、関連性があるものの検察側に対する開示を命じることができる。

## 第414条（供述録取書）

- (a) 刑事訴追が係属している裁判所は、被告人以外の者の関連性のある供述について、ヒアリング又は公判の時点においては得られなくなる実質的蓋然性があり、その証言の保存のために供述録取が必要であると認める場合は、申立てにより、かつ、両当事者及びその代理人へ通知した上で、ヒアリング又は公判において証拠として用いる目的で、尋問又は書面による質問の下でその供述録取書を作成することを命じることができる。
- (b) 供述録取書の作成は、民事事件における供述録取書作成に関するルールに従わなければならない。供述録取書の作成の命令においては、同じ日時及び場所において、指定された書籍、書類、文書又は有体物（特権によって保護されていないものに限る。）が提出されるべきことを定めることができる。
- (c) 証人が、ヒアリング又は公判において証言のために出頭するとの誓約を実行できないために拘束されている場合には、裁判所は、証人の書面による申立てにより、検察側及び弁護士へ通知した上で、供述録取書の作成を命ずることができ、裁判所は、供述録取書への署名がなされた後、当該証人を釈放することができる。
- (d) 第207条（供述録取書への署名及びその提出）は、本条に従って作成された供述録取書への署名とその提出に適用するものとする。
- (e) 被告人及び弁護士は、供述録取書が作成される証人に対面し、反対尋問を行う権利を有する。被告人及び弁護士は、書面を裁判所書記官に提出して、上記の権利を放棄することができる。
- (f) 被告人が貧困である場合には、供述録取書作成に係るすべての費用は、刑事訴追が開始された郡により支払われなければならない。被告人が貧

困でない場合には、当該費用は、民事事件における場合と同様に割り当てられなければならない。

#### 第415条（開示の規制）

##### （a） 捜査の妨害の禁止

開示及び開示制限命令に服しない事項に関し異なる定めがない限り、両当事者の代理人、その他の検察側又は弁護側の者のいずれも、関連する資料又は情報を有する者（被告人を除く。）に対し、相手方当事者の代理人と当該事件について話し合わないよう、又は関連性を有する資料を見せないよう助言してはならないし、その他相手方当事者側の代理人の当該事件の捜査を妨害してはならない。

##### （b） 開示義務の継続

証拠開示に関する諸規定又はそれに基づく命令の遵守の後、当事者が、開示されるべき追加の資料又は情報を発見した場合には、直ちに相手方当事者又はその代理人にその追加的資料の存在を通知しなければならない。公判中に追加的な資料又は情報が発見された場合には、裁判所にも通知しなければならない。

##### （c） 資料の保管

証拠開示に関する諸規定に従って代理人に提供された資料は、その代理人により排他的に保管され、当該事件におけるその代理人側の訴訟進行のためにのみ利用され、かつ、裁判所が定めるその他の条件に従わなければならない。

##### （d） 開示制限命令

正当理由の主張立証により、裁判所は、いつでも、特定の開示を制限し、延期し、又はその他の適切な命令を発することができる。ただし、当事者が開示の権利を有するすべての資料及び情報につき、その代理人が有効に利用できるような期間内に開示されなければならない。

##### （e） 削除

これらの諸規定の下で、ある資料の一部が開示され得るもので、一部が開示され得ないものであるときには、これらの規定と合致する範囲で

開示がなされなければならない。ある資料の一部削除とその残りの開示は、全体の不開示より望ましい。裁判所の命令により削除された資料は、控訴があった場合に控訴裁判所が利用できるように、封印され、領置され、裁判所の記録の中に保存されなければならない。

(f) イン・カメラ（非公開）手続

いかなる者の申立てによっても、裁判所は、開示の否定又は規制のための正当理由の主張立証の全部又は一部がイン・カメラで行われることを許可することができる。当該手続の記録は作成されなければならない。イン・カメラでの主張立証の後に裁判所が開示の制限を認める命令を発した場合には、当該主張立証の全記録は、控訴があった場合に控訴裁判所が利用できるように、封印され、領置され、かつ、裁判所の記録の中に保存されなければならない。

(g) 制裁

- ( ) 手続のいかなる時点でも、当事者が証拠開示に関する規定又はそれに基づいて発せられた命令に従っていないことが、裁判所に明らかとなった場合には、裁判所は、開示されていない資料及び情報の開示をその当事者に命じ、期日の延期を認め、当該証拠を排除し、又は、諸事情の下で公正と認められるその他の命令を発することができる。
- ( ) 代理人が証拠開示に関する規定又はそれに基づいて発せられた命令に故意に違反した場合には、裁判所は、代理人に対し適切な制裁を加えることができる。